

会 議 録			
第 2 回 和光市介護保険運営協議会			
開催年月日・召集時刻		令和元年 7 月 2 6 日（金）午後 3 時 3 0 分	
開催場所		和光市役所 3 階 議会棟 全員協議会室	
開催時刻	午後 3 時 3 0 分	閉会時刻	午後 4 時 5 0 分
出席委員		事務局	
菅野 隆		保健福祉部長 大野 孝治	
新井 元		地域包括ケア課長 野中 大介	
栗原 才子		長寿あんしん課長 前島 祐三	
宇部 章子		長寿あんしん課課長補佐 平川 一朗	
大西 康之		長寿あんしん課介護福祉担当	
宮永 美都		統括主査 堀江 和美	
木暮 晃治		主 事 松田 まどか	
松根 洋右			
森田 圭子			
欠 席 委 員			
金子 正義		柳澤 敏夫	
津川 知子		深野 正美	
平井 耕司			
雲崎 恵美子			
備	傍聴者 なし		
考			
会議録作成者氏名		松田 まどか	

会 議 内 容

平川課長補佐

ただいまから、令和元年度第2回和光市介護保険運営協議会を始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中、委員の皆様におかれましては、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

まず、本日の資料の確認をさせていただきます。

《事前》配布資料

- ①会議資料 No.1 平成30年度和光市介護保険主要な施策の成果
- ②会議資料 No.2 平成30年度介護保険事業の状況
- ③会議資料 No.3 介護保険事業状況報告
- ④会議資料 No.4-1 令和元年度介護保険特別会計9月補正予算要旨
- ⑤会議資料 No.4-2 令和元年度和光市介護保険特別会計補正予算（第2号）（案）
- ⑥会議資料 No.4-3 令和元年度6月補正予算財源充当
- ⑦会議資料 No.4-4 令和元年度介護保険介護給付費準備基金積立及び取崩しの状況
- ⑧会議資料 No.4-5 令和元年度介護給付費負担金等精算見込み（30年度実績）

《当日》配布資料

- ①会議次第
- ②会議資料 No.5 第7期和光市介護保険事業計画に基づく長寿あんしんランドデザイン

《当日》訂正資料

- ①会議資料 No.3 介護保険事業状況報告
- ②会議資料 No.4-1 令和元年度介護保険特別会計9月補正予算要旨
- ③会議資料 No.4-2 令和元年度和光市介護保険特別会計補正予算（第2号）（案）
- ④会議資料 No.4-3 令和元年度6月補正予算財源充当
- ⑤会議資料 No.4-4 令和元年度介護保険介護給付費準備基金積立及び取崩しの状況
- ⑥会議資料 No.4-5 令和元年度介護給付費負担金等精算見込み（30年度実績）

資料に不足がある方は挙手をお願いします。（なし）

それでは、開会にあたりまして、大野保健福祉部長からご挨拶を申し上げます。

大野保健福祉部長

皆様こんにちは。保健福祉部の大野です。

本日はお暑い中、令和元年第2回介護保険運営協議会にご参席賜り

	まして誠にありがとうございます。 さて、報道等でもご存じのことと思いますが、昨日、市幹部職員が業務上横領で再逮捕されました。一連の事件で被害を受けられました方に心からお詫びを申し上げるとともに、市民の皆様をはじめ、介護保険事業に携わる関係者の皆様には多大なるご心配とご迷惑をお掛けしましたことをこの場をお借りして、深くお詫び申し上げます。 市では昨日、原因究明と再発防止対策のため第三者委員会を設置いたしました。市民の皆様の信頼回復に向け鋭意努力してまいりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。 さて、本日の運営協議会につきましては、皆様にご案内のとおり平成30年度の決算状況の報告及び令和元年度補正予算についてのご審議となりますので、皆様には忌憚のないご意見を賜りまして、実のある会にしたいと思っております。何卒よろしくお願い申し上げます。
平川課長補佐	運営協議会に対しまして市長から諮問をさせていただきます。本来であれば、市長から会長に諮問書をお渡しすべきところですが、公務のため、大野保健福祉部長が代理で行います。
大野部長	（「諮問書」）を読み上げ会長に渡す。
平川課長補佐	それでは、菅野会長に会議の進行をお願いいたします。
菅野会長	ただいまから、令和元年度第2回和光市介護保険運営協議会を開会します。まず、本日の委員の出席状況について事務局から報告願います。
平川課長補佐	本日の出席委員は、委員15名中9名です。
菅野会長	本日の協議会につきまして、和光市介護保険条例第20条第2号に規定されている会議の開催要件を満たしておりますので、会議は成立となります。 続いて、議事録の署名人を指名させていただきます。名簿順ではございますが、宇部委員、大西委員、議事録の署名をお願いします。

菅野会長	それでは、議事に入ります。 市長からの諮問に基づき、諮問事項1「平成30年度和光市介護保険事業の決算について」を、事務局から説明をお願いします。
前島課長	それでは、平成30年度和光市介護保険事業の決算について説明させていただきます。 資料No.1、No.2、No.3を用いてご説明いたします。 まずは、資料No.3 介護保険事業状況報告をご覧ください。 表右側の「歳出」から説明させていただきます。総務費として、保険料の賦課徴収や介護認定審査会、地域包括支援センターの委託料で1億8,815万1,741円となっております。 保険給付費として、介護サービス等諸費、高額介護サービス等費、特定入所者介護サービス費、市町村特別給付費など、8項目があります。介護サービス等諸費及び介護予防サービス等諸費には、介護保険サービス費、地域密着型サービス費、施設介護サービス費などのサービス諸費が含まれております。 この保険給付費は歳出全体の85.8%を占めており、各項目を合計すると30億1,349万4,899円となっております。 このうち、市独自で実施している市町村特別給付費については、紙おむつ、送迎サービス、食の自立・栄養改善サービスがあり、こちらにお示ししてある通り、6,401万6,603円となっております。 次に、地域支援事業費として、介護予防・生活支援サービス事業が1億236万6,063円、一般介護予防事業が2,910万9,416円、包括的支援事業・任意事業では権利擁護事業、認知症初期集中支援事業、地域ケア会議事業等を実施し4,283万9,627円となっております。 続いて、2段下がった保健福祉事業費では、主に極楽湯や湯遊ランドの利用助成を実施し、1,320万5,406円となっております。 公債費及び予備費につきましては、0となっております。 諸支出金のうち、他会計繰出金につきましては、一般会計への繰出金として、1,729万4,488円となっており、その下のその他につきましては、介護保険料還付金、国や県への返還金等として、3,213万6,657円となります。 歳出の合計として、35億1,121万7,297円となっております。

続いて、「歳入」について説明させていただきます。

保険料として、特別徴収・普通徴収・滞納繰越分を併せて 8 億 9,366 万 6,521 円となっております。

国庫支出金、支払基金交付金、都道府県支出金は歳出の保険給付費、地域支援事業費に充当されるもので、国庫支出金は介護給付費負担金の 5 億 5,793 万 636 円から網掛けの部分の下、保険者強化推進交付金までで、合計 6 億 3,982 万 9,616 円となっています。支払基金交付金は介護給付費交付金と地域支援事業支援交付金の合計で、8 億 4,041 万 4,723 円となっています。都道府県負担金の 4 億 2,888 万 5,455 円から介護保険事業費補助金までの合計で、4 億 5,647 万 6,120 円となっております。

財産収入としては、介護給付費準備基金の運用利子で 8 万 9,344 円となっております。

繰入金では、歳出の介護給付費に充当する、介護給付費に係る一般会計繰入金として 3 億 7,563 万 6,000 円、歳出の総務費に充当する、総務費に係る一般会計繰入金として 2 億 1,073 万 4,000 円、介護保険準備基金の取り崩しの額として、介護給付費準備基金繰入金については、5,443 万 7,000 円となります。

繰越金については、平成 29 年度からの繰越金として 9,554 万 4,040 円となっております。

歳入の合計として、36 億 1,981 万 479 円となり、歳入及び歳出の差引額は、

1 億 859 万 3,182 円となります。

この歳入歳出の差し引き額から、令和元年度に元号改正対応のために繰越した 194 万 4,000 円を差し引いた額が、令和元年度への繰越金となります。

また、最終的な平成 30 年度の介護給付費準備基金保有額については、1 億 5,146 万 4,000 円となりました。

2 ページ以降は各科目を詳細に表したものととなりますので、後程目を通していただければと思います。

続いて、資料 No. 2 介護保険事業の状況をご覧ください。

まず、1 ページ目の被保険者数についてです。平成 30 年 4 月では 14,718 人、平成 31 年 3 月には 14,954 人で、伸び率は 1.02 となっております。

高齢化率についても平成 30 年 4 月では 17.86%、平成 31 年 3 月には 18.04%となっております微増しております。高齢者世帯数においては、

平成 31 年 3 月と平成 4 年の状況と比べますと、約 3.8 倍増加しており、被保険者数についても同様に比較すると約 3.8 倍増加しております。

高齢化はこれからさらに急加速すると思われるので、高齢者の健康維持のための施策や、地域包括ケアをより推進していくことが求められております。

2 ページ目は要介護認定者の推移とサービス利用状況となっており、3～9 ページは、被保険者の状況、認定者数の状況等をグラフ化したもの、12～22 ページは、介護給付費の支払状況を示したものとなっております。23～25 ページについては、居宅・介護予防サービスの種類別利用状況を示したものとなっております。

26 ページでは、居宅サービス、地域密着サービス及び施設サービスの利用割合を示しており、居宅介護サービスと介護予防サービスを合わせて 31,607 件、79.72%となっており、地域密着型介護サービスと地域密着型介護予防サービスは合わせて 5,353 件、13.5%となります。居宅サービスと地域密着型サービスを合計すると 36,960 件で全体の 93.2%となります。

この結果は、在宅介護を推進するためのマネジメント効果が表れていると考えております。

27 ページについては、26 ページの件数に対する費用額の割合が示されており、居宅介護サービスと介護予防サービスを合わせて 11 億 954 万 3,707 円、37.24%となっており、地域密着型介護サービスと地域密着型介護予防サービスは合わせて 10 億 5,606 万 6,483 円、35.45%となっております。

29 ページについては、それぞれのサービスにおける 1 人あたりの利用額の比較となっております。施設サービスは 26 ページの件数割合で見ると、6.77%と他のサービスよりも少ない割合ですが、27 ページの総費用額で見ると 27.3%と割合が全体の 4 分 1 以上となっております。これは一人当たりの費用額が 29 万 9,892 円と高額であるためです。

続いて、資料 No.1 和光市介護保険主要な施策の成果をご覧ください。

こちらは、具体的な事業の内容についてまとめたものです。

1 ページ目をご覧ください。被保険者の状況や要介護認定者、要介護認定申請者の数の推移を掲載しております。

	2 ページ上段の表は認定調査及び主治医意見書の依頼状況です。下段の表は、地域包括支援センターによって作成された介護予防サービス支援計画の件数とプラン終了後に改善・維持・悪化のどの状態になったかについて、状態別の件数と割合を示した表になっており、改善率は平均で 39.2%、維持率 43.1%となっております。全体の 80% 以上が改善若しくは維持となっております。また、3 ページ目上段の表の総合事業対象者の状況を見ると、総合事業対象者から一般高齢者へ移行及び基本チェックリストの合計ポイントが減少した改善者の数は 78 名で、改善率は平均で 56.9%となっております。これらの結果は、和光市で徹底して行っている自立支援型ケアマネジメントにより改善の効果が得られていることを示すデータとなっております。 下段の表以降は、地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業の実施状況についての一覧を掲載しております。 以上で平成 30 年度和光市介護保険事業の決算についての説明を終わらせていただきます。
菅野会長	事務局からの説明が終わりました。質問等がございましたらお願いします。
新井委員	住宅改修費が大きく増加していますが、要因は何でしょうか。
松田主事	平成 30 年度の住宅改修の申請件数 144 件のうち、約 60% の 86 件が介護認定を新規で受けた方からの申請でした。介護認定の新規申請者数が平成 29 年度の 1.13 倍に増加していることに伴い、住宅改修の費用も増加したものと考えております。
大西委員	資料 No. 2 の 17～19 ページの地域密着型サービスの表で実績が 0 の部分がありますが、廃止した事業者が関係するのでしょうか。 地域密着型サービスとはどういったものですか。
堀江統括主査	地域密着型サービスとは、和光市に住んでいる方が受けることのサービスで、市が指定をして事業をしています。種類については資料 No. 2 の 17～19 ページに記載しているものになります。 実績が 0 のものについては和光市ではサービス事業者がいらないためです。網掛けになっている部分については、要支援の方では利用で

	きないサービスのためです。 廃止した事業者については、定期巡回・随時対応型訪問看護介護になるため、19 ページ右上のものになります。こちらは廃止した事業者以外の事業者がサービス提供を行っているため、実績がございましてこのような数字が出ております。
大西委員	和光市はサービス内容が充実しているということでしょうか。 今後サービスが不足することはないのでしょうか。
堀江統括主査	計画に基づいてサービスを整備しておりますが、概ね計画通りに整備は進んできております。今回は第7期計画の1年目の決算となり、現在第7期計画の2年目がスタートしております。この結果も踏まえて次の第8期計画を検討することとなります。 給付費に関して概ね計画通りではありますが、認定者数は増えてきていますので今後介護が必要な人をどう支えていくかというのはやはり課題とはなっております。
前島課長	和光市は若いまちではありますが、統計では高齢化は進んでおり、それに伴って認定率も徐々に上昇しております。第8期計画に向けては認定率の上昇に対応できるようデータを随時取りながら計画をしてまいります。
菅野会長	介護予防の数字には表れない、介護認定を受けずに医療に行ってしまう方も存在すると思いますので、そういった人たちについても和光市として把握していただければと思います。
森田委員	93%が在宅サービスを利用しているということですが、これは他の自治体に比べて高いのでしょうか。また、在宅の方が多いのにも関わらず夜間対応型訪問介護がないのはなぜでしょうか。
堀江統括主査	夜間対応型訪問介護がないのは、定期巡回・随時対応型訪問看護看護で夜間対応ができているため、積極的に夜間対応型訪問介護を整備することはしておりません。 他市の具体的な在宅サービスの数字は把握できておりませんが、在宅の割合は高いと認識しております。また、在宅の定義ですが、自宅で過ごされている方以外にもグループホームのように共同生活の方も在宅に含まれます。

森田委員	介護離職といった問題もございますが、そういった情報や課題はどこかで扱っているのでしょうか。
堀江統括主査	介護人材をどのように確保するかというのは次の第8期計画を立てる上でも必要な課題となってくると思いますので、今後内部でも調整を図ってまいります。
平川課長補佐	在宅介護支援のための介護離職の問題については、和光市では日常圏域ニーズ調査という、アンケート調査を3年間をかけて全被保険者を対象に行っておりますが、その中で生活及び介護の支援についても調査を行っており家庭内の課題について把握し、地域包括支援センターの職員、市の職員で連携して対応をしております。
宮永委員	認知症サポーター養成講座を以前受講しましたが、その知識が実際に介護支援者となった今非常に役に立っていると感じています。 とても大切な講座であると思いますので、今後も多く講座を開いていただければと思います。
平川課長補佐	市では継続して講座を開催しておりますが、最近力を入れているのは、中学生を対象とした認知症サポーター養成講座です。中学生を対象に学校の中で行うことから、家庭内での会話の中から親世代への啓発となり、地域全体での認知症への理解を深めることにつながると考えております。
菅野会長	時間も少なくなってきましたので採決を行います。 諮問事項1「平成30年度和光市介護保険事業の決算について」を、原案のとおり、承認することについて、ご異議ございませんか。 (異議なし) それでは、次に進みます。 諮問事項2「令和元年度和光市介護保険特別会計補正予算(第2号)(案)について」を、事務局から説明をお願いします。

松田主事

それでは、補正内容についてご説明いたします。

資料 No. 4-1 と 4-5 を使用してご説明いたします。

まずは、補正の概要をまとめた資料 No. 4-1 「平成 30 年度介護保険特別会計 9 月補正予算要旨」をご覧ください。

歳出について説明いたします。

まず 1 つ目は、紙おむつ等支給事業と日常生活圏域ネットワーク事業の補正です。

令和元年度の当初予算で、総合事業対象者に対する紙おむつの助成を市町村特別給付費として計上しておりましたが、こちらが地域支援事業交付金の交付対象となるため、総合事業対象者に係る費用分を市町村特別給付費から減額し、地域支援事業費として同額を増額補正いたします。

続きまして、介護予防・生活支援サービス事業の補正です。

こちら、第 7 期介護保険計画において整備を計画している南エリアの介護予防拠点の開設に伴う増額補正となります。平成 30 年度第 3 回介護保険運営協議会にて、整備実施年度を平成 30 年度から平成 31 年度以降への繰り延べすることを承認いただきましたが、このたび事業を実施する事業者及び開設場所が見つかったため、11 月に開所することとなりました。

詳細については、のちほど皆様にご説明させていただきます。

続きまして、償還金及び一般会計繰出金の補正です。

償還金とは国・県・社会保険支払基金から交付された補助金等を精算し、貰いすぎた分の返還金のことです。

一般会計繰出金とは一般会計から繰り入れた額を同様に精算し、返還するお金のことです。

昨年度の実績に基づき、今年度の予算の中で返還するために、今回増額補正を行います。

それではこちらの資料 No. 4-1 と併せて資料 No. 4-5 令和元年度介護給付費負担金等精算見込(30 年度実績) もご覧ください。

精算については、大きく分けて「介護保険給付費」と「地域支援事業費」の 2 事業に対する負担金・交付金の返還や追加交付があります。

まずは資料の上から 2 つめの表《1》(「令和元年度介護給付費法定負担分精算(30 年度実績)」)をご覧ください。

①は 30 年度の保険給付費の実績額が示しており、

施設サービス分は、9 億 5,831 万 2,798 円、
この表では「その他分」となっているのは居宅サービス・地域密着サービス分です。

こちらが、19 億 9,603 万 6,004 円、保険給付費は、総額で 29 億 5,434 万 8,802 円となりました。

次に②をご覧ください。

こちらは法定負担割合が記載されています。

国庫負担金では施設分が 15%、その他分が 20%と記載されております。

先程の①の支出額に、②の法定負担割合を掛けたものが実際に貰うべき交付金の額となり、これに対して貰いすぎていた場合は返還（歳出補正）となり、不足している場合は追加交付（歳入補正）となります。その額が③に記載されている額です。

③の欄を見ていただきますと、左から国庫負担金では 1,497 万 6,517 円の返還、県負担金では 1,167 万 6,216 円の返還、市の負担分を指す一般繰入金は 634 万 2,401 円の返還、2 号被保険者の保険料分である支払基金交付金は 186 万 7,823 円の返還となりました。

資料 No. 4-1 の償還金の介護給付費法定負担分精算及び裏面の一般会計繰出金の介護給付費法定負担分精算がこちらにあたります。

次に「地域支援事業費」について説明いたします。上から 3 つ目の表《2》（「令和元年度地域支援事業支援交付金法定負担分精算（30 年度実績）」）をご覧ください。

「保険給付費」と同様に、④の 30 年度の実績額に⑤の割合を掛け、実際の交付額に対して⑥の返還額を記載しています。

⑥の欄では、左から国庫負担金では 406 万 7,149 円の返還、県負担金では 227 万 8,803 円の返還、一般繰入金では 227 万 8,803 円の返還、支払基金交付金では 457 万 3,775 円の返還となりました。

資料 No. 4-1 の償還金の地域支援事業支援交付金法定負担分精算と県介護保険事業費補助金法定負担分精算、そして裏面の一般会計繰出金の地域支援事業支援交付金法定負担分精算がこちらにあたります。

このほか、償還金は県の介護保険事業費補助金の返還額 76,000 円を含め、国・県・支払基金への返還額の総額は 3,951 万 6,283 円となります。

以上、国・県・支払基金への返還金の合計額が 3,951 万 6,283 円となるため、償還金として増額補正いたします。

続いて介護保険給付費と地域支援事業費以外の一般会計への返還金分の一般会計繰出金についてご説明いたします。

No. 4-5 の左一番下をご覧ください。

低所得者軽減負担金について、平成 30 年度の変更交付申請に対して追加交付が決定されたため、一般会計の負担分を繰入れます。

その下の段は事務費繰入金です。平成 30 年度予定していた南第 2 地域包括支援センターの開所が繰り延べとなったため、委託料の残額 1,500 万円を一般会計へ返還いたします。

この二つの差引額が、⑧の 1,491 万 1,680 円となります。

これが資料 No. 4-1 の裏面の一般会計繰出金欄一番下の事務費繰入金精算にあたります。

これにさきほど説明しました、介護保険給付費と地域支援事業費の一般会計への返還分 862 万 1,204 円を合計した額、2,353 万 2,884 円を一般会計繰出金として増額補正し、一般会計へ返還いたします。2. また、一般会計への返還は繰出金

続いて歳入の欄をご覧ください。

先程歳出で説明しました紙おむつの支給事業に係る地域支援事業の国・県の補助金及び一般会計からの繰入金を「地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）」として増額補正いたします。

新しい予防拠点に係る地域支援事業の国・県の補助金及び一般会計からの繰入金を「地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）」として、また、社会保険診療報酬支払基金からの補助金として地域支援事業支援交付金を増額補正いたします。

繰入金の欄のその他一般会計繰入金は紙おむつの市町村特別給付費の減額補正に伴い、一般会計からの繰入金も併せて減額補正いたします。

介護給付費準備基金繰入金は、新しい予防拠点に係る事業費と紙おむつに係る事業費の増額補正に伴い、基金を取り崩して事業費に充当するため、増額補正いたします。

	その他繰越金は、平成 30 年度の歳入から歳出を単純に差し引いた額 1 億 1,066 万 9,000 円となります。この余剰金を令和元年度の歳入として受け入れるため、増額補正いたします。 ここから、国・県・支払基金・市の一般会計 から多く貰いすぎている分を返還します。 返還後に残っている金額が保険料の黒字額であるため、今後の介護保険の安定的な運営のために介護給付費準備基金に積み立てます。 以上で歳入・歳出それぞれの補正合計額は、1 億 1,150 万 5,000 円となっています。 資料No.4-3 は今回の補正の内容を総合的に示しており、令和年度 9 月補正予算に係る財源充当内訳となっております。どの収入をどの支出に充てるかを表にしたものです。 資料 No. 4-4 をご覧ください。 こちらは介護給付費準備基金の積立及び取崩の状況ですが、平成 30 年度末現在高で 1 億 5,146 万 4,000 円となっております。 令和元年度当初と今回の 9 月補正の分を合わせた積立て予定額は 4,546 万 9,000 円となり、現時点での年度末の基金の残高は 1 億 5,927 万 5,000 円となる見込みです。 令和元年度和光市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）（案）の説明は以上となります。
菅野会長	事務局からの説明が終わりました。質問等がございましたらお願いします。
菅野会長	償還金が多いことで国から次年度の予算を減らされることはないのでしょうか。
松田主事	国から予算を減らされるということはございません。
大西委員	基金の現在高見込みは充分なののでしょうか。なにか基準というものはあるのでしょうか。

松田主事	基金に多く積み立てることはできますが、そうすると最初に設定した保険料が高すぎたことになり、現在お支払いいただいている世代の方の負担が大きくなってしまったということになるため、和光市としては1億～2億の間でずっと推移しております。
菅野会長	保険料の額が他市町村と比べて比較的伸びが低いことを考えると、妥当であると考えてよろしいのでしょうか。
前島課長	そうですね。さきほどの説明でもあったとおり、余りが多ければ多いほど保険料が高すぎたということとなるため、これまでの推移を考慮した中では1億～2億というのが目安となっております。
菅野会長	他に質問がないようでしたら、採決を行います。 諮問事項2「令和元年度和光市介護保険特別会計補正予算（第2号）（案）について」を、原案のとおり、承認することについて、ご異議ございませんか。 （異議なし） つづきまして、報告事項です。 報告事項「第7期長寿あんしんグランドデザインについて」を、事務局から説明をお願いします。
堀江統括主査	それでは、先ほどの補正予算でもご審議いただきましたが、新しい介護予防拠点についてご報告させていただきます。資料No.5『令和元年度整備、南エリアにおける介護予防拠点の運営事業者及び開設場所の決定について』をご覧ください。 まず運営事業者ですが、株式会社ウェルアップとなります。 平成29年度に事業者連絡会で周知したところ、ウェルアップから事業を実施したい申し出がありました。 なかなか事業用物件の確保ができず開設できておりませんでした。が、このたび、事業用物件が確保できたということで、11月の開設にむけて準備をすすめてまいります。 ウェルアップは横浜市の会社ですが、当市では、介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防事業を平成18年から受託してお

菅野会長

り、和光市だけではなく、厚木市などでも介護予防事業を実施しております。

開設予定場所は、和光市南1丁目9番地25号となります。
越後山通りに面した、商店の跡地になり、南大和団地、諏訪原団地からも徒歩で行ける圏内となり、集合住宅の対応にむけた介護予防を推進していきます。また、オーナーはもともと地域自治会等の役員や、地区社会福祉協議会でも活躍されており、今後は、地域に根ざした事業の展開を考えてまいります。

事務局からの説明が終わりました。質問等がございましたらお願いします。

(質問なし)

それでは、これで令和元年度第2回和光市介護保険運営協議会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

《 閉 会 》

議事録署名人

_____ 印

_____ 印